

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二三
- 県道の路線を変更する件 二三
- 道路の区域を変更する件 二三
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により町道の工事の全部を完了した件 二三
- 公 告
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二五
- 一般競争入札を行う件 二五
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件 二七
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 二七

告 示

福 島 県 告 示 第 二 百 八 十 六 号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 二 百 八 十 七 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五十三
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 二 百 八 十 八 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 ユニクロいわき平店 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 二階堂権兵衛 東星興業株式会社 渡辺興一 渡辺重男 鉄地川原廣視 鉄地川原利八 渡辺喜一 丹治清 安田光雄 阿部芳夫 大内伝治 渡辺コウ 渡辺茂英 笠井元二 丹治正博 丹治正敏 佐藤信一 浪岡敏英 渡辺一 渡邊一 鈴木春雄 菊田親一 阿部昭一 安田善太郎 大内源三 鉄地川原和子 渡辺愛菜 斎藤芳則
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和六年福島県告示第二百八十八号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課において一般の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地

二八八	県道成田鏡田線	旧	岩瀬郡鏡石町成田
	鏡田線	新	同郡同町鏡田
	鏡石線		石川郡玉川村 岩瀬郡鏡石町

(道路計画課)

福島県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道飯坂保原線	伊達市保原町高成田字大久保六九番五地先から 同市保原町高成田字大久保八〇番地先まで	変更前 変更後	一一・九 四一・六	三二・三〇 三二・三〇

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第十六条第一項の規定により、県が施行していた町道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。

令和六年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の年月日

中川大栗山線	大沼郡金山町大字中川字暮坪六三六番一〇地先から 同 郡同 町大字中川字下上野原三三三三番二地先まで	道路改良	令和六年三月二五日
--------	--	------	-----------

(道路計画課)

公 告

公告第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年四月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

磐城小川江筋土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 中根 進

同 猪狩 泰一

同 猪狩 裕

同 萩原 武久

同 古市 七藏

同 阿部 宏太郎

同 佐藤 好美

同 愛川 雄弘

同 中根 正治

同 古市 三久

同 金成 文夫

就任した役員

役別 氏名

理事 猪狩 泰一

同 阿部 宏太郎

同 片寄 好雄

同 青木 善廣

同 片寄 利剛

同 金成 文夫

同 松崎 克孝

住所

いわき市平下神谷字沢帯二二番地

同 市小川町下小川字本山二七番地

同 市中岡町六丁目七番地の一

同 市平下平窪字屋越五〇番地の二二

同 市四倉町大森字高野五四番地

同 市平鎌田字小山下二五番地

同 市四倉町塩木字高橋本四六番地

同 市四倉町細谷字胎月原四四番地の二

同 市平下片寄字野々目六番地

同 市平馬目字作ノ内一四八番地の一

同 市平上平窪字真似井七六番地

住所

いわき市小川町下小川字本山二七番地

同 市平鎌田字小山下二五番地

同 市四倉町細谷字民野町一一七番地の一

同 市平泉崎字岸一〇七番地

同 市平下神谷字東根田倉一〇番地

同 市平上平窪字真似井七六番地

同 市四倉町狐塚字雨田七〇番地

監事

中根 正治
古市 三久
丹野 正文
木田 一源
笹沼 晃

同

市平下片寄字野々目六番地
市平馬目字作ノ内一四八番地の一
市四倉町大森字民野町一三番地
市平下平窪字鍛冶内四一番地
市平字五町目五番地の三 D'クラディア五町目レジデンス

一一〇三

(農村計画課)

公告第75号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年4月19日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 総務部電気自動車 9台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年1月31日（金）
- (4) 納入場所 福島県総務部総務課ほか計8か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年5月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年4月19日（金）から同年5月17日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日、同年5月3日及び同月6日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年4月26日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年4月26日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年5月31日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月30日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 9 electric vehicles for General Administration Department
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 31 May 2024
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 30 May 2024
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。
令和六年四月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和六年四月一日	指定年月日	いわき市小川町高萩字小路尻一九番地の一〇	指定施設の所在地	いわき市小川地域活性化センター	指定施設の名 称	いわき市長	指定施設の管 理 者	九二・四八平方メートル	聴衆席の面積	四〇人	聴衆席収容見込人員数
----------	-------	----------------------	----------	-----------------	----------	-------	------------	-------------	--------	-----	------------

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。
令和六年四月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和六年四月一日	取消年月日	いわき市渡辺町上釜戸字堀ノ内五八番地の一	施設の所在地	いわき市上釜戸集会所	施設の名称	いわき市長	施設の管理者
----------	-------	----------------------	--------	------------	-------	-------	--------